

松江市建設工事総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松江市が発注する建設工事の請負契約について総合評価方式を試行するにあたり、必要な事項を定める。

総合評価方式の執行にあたっては、松江市財務規則（以下「財務規則」という。）、松江市建設工事に関する契約規則（以下「契約規則」という。）、松江市建設工事事後審査型制限付一般競争入札執行要領（以下「制限付一般競争入札執行要領」という。）、松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領（以下「低入札調査要領」という。）、松江市電子入札運用基準その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において総合評価方式とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、簡易な施工計画等を含む技術提案や同種工事の経験や工事成績など価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(総合評価方式の適用区分)

第3条 総合評価は当該工事の技術的工夫の大小、社会的要請への対応、将来の維持管理、工事に伴う補償費等を考慮して次の各号のうちから適した方式を選択する。

- (1) 技術的な工夫の余地が小さく、かつ規模の小さい工事においては、特別簡易型総合評価方式（以下「特別簡易型」という）とする。
- (2) 高度な技術を要さず、技術的な工夫の余地が比較的小さい一般的な工事においては、簡易型総合評価方式（以下「簡易型」という）とする。
- (3) 普通程度の技術的な工夫の余地があり、施工上の一般的な技術提案を求めるべき工事においては、標準型総合評価方式（以下「標準型」という）とする。
- (4) 技術的な工夫の余地が大きく、高度な技術や優れた工夫を含む技術提案を求めるべき工事においては、高度技術提案型総合評価方式（以下「高度型」という）とする。

(落札者決定基準)

第4条 落札者決定基準には、総合評価の項目、各項目の得点配分、評価の方法、落札者の決定を次のとおり定める。

(1) 評価の項目

施工時留意点の簡易な記述、簡易な施工計画、発注者が示す技術課題、企業実績、技術者資格・能力、地域貢献度、地理的条件等から工事の目的、内容により必要となる技術的要件に応じて取捨選択して設定する。

(2) 得点配分

各評価項目の重要度等に応じて定めるものとする。

(3) 総合評価の方法

前号の各項目得点合計（加算点という）に標準点（100点）を加えたものを技術評価点といい、技術評価点を当該入札者の入札価格で除したものを評価値という。また、標準点を

予定価格で除した値を基準評価値という。

技術評価点 = 標準点 (100点) + 加算点

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

基準評価値 = 標準点 / 予定価格

(4) 落札者の決定方法

次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじによる。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること

イ 第12条の技術提案が発注者の示す標準案と同等以上であること

ウ 低入札調査要領において失格等とならないこと

(5) 落札者の決定

前号の落札者は、松江市建設工事入札参加資格者等選定要領第8条に定める審査会（以下「指名審査会」という。）委員長の決裁をもって決定する。ただし、特に必要と認める場合には、指名審査会の議を経て決定する。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第5条 総合評価方式を実施するに当たっては、次の号に掲げる事項について、あらかじめ学識経験者2名以上から意見を聴かななければならない。

(1) 落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項

2 前項の基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、落札者を決定しようとするときには意見を聴かななければならない。

3 学識経験者から意見を聴くため、松江市総合評価審査委員会（以下「総合評価委員会」という。）を設置する。

4 前項の総合評価委員会は、当面の間、島根県が設置する総合評価審査委員会への委嘱をもってこれに代える。

(入札の公告等)

第6条 総合評価方式で発注しようとする場合は、財務規則第52条に基づき、同条各号に次の事項を加えて、掲示その他の方法により公告するものとする。

(1) 総合評価方式の適用工事である旨

(2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準等

(3) 提出を求める技術資料の内容及び提出期限等必要事項

(4) ペナルティ

(5) その他必要事項

2 入札公告とは別に入札説明書を作成した場合も、掲示その他の方法により公告するものとする。

3 指名競争入札において総合評価方式を実施する場合は、指名通知書に併せて第1項に定める事項及び入札説明書について通知する。

(競争参加資格確認申請書及び技術資料の提出)

第7条 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という）及び技術資料を提出期限までに郵送又は電子調達システム（松江市電子入札運用基準において定義する電子調達システムをいう。以下同じ。）により提出しなければならない。ただし指名競争入札の場合は、

確認申請書の提出は不要とする。

- 2 資料の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された資料等は返却しない。

(質問等)

第8条 設計図書、技術資料等に対する質問は、所定の期限までに原則として電子調達システム又は電送(ファクシミリ)により行う。

- 2 前項の質問に対する回答は、原則として電子調達システム又は電送により行う。

(特別簡易型及び簡易型における競争参加資格の確認)

第9条 特別簡易型及び簡易型における競争参加資格の有無については、落札決定時に確認する。

- 2 落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に行うものとする。
- 3 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の方法により通知し、第1項の確認において競争参加資格がないと認められた者については、審査会の議を経て競争参加資格審査結果通知書(制限付一般競争入札執行要領様式第5号)により通知するものとする。
- 4 前3項の旨は公告において明示するものとする。

(標準型及び高度型の競争参加資格の確認)

第10条 標準型及び高度型の競争参加資格の有無については、指名審査会の議を経て確認するものとする。

- 2 前項の確認は、全ての申請者に対し、確認申請書及び技術資料の提出期限の日をもって行うものとする。
- 3 競争参加資格を確認したときは、原則として、確認申請書及び技術資料の提出期限の翌日から起算して14日(休日を含まない)以内に、その結果を競争参加資格審査結果通知書(制限付一般競争入札執行要領様式第5号)により通知するものとする。
- 4 前3項の旨は公告において明示するものとする。

(技術審査会)

第11条 競争参加資格、落札者決定基準等総合評価に必要な調査及び事前審査を行うため、技術審査会を置くものとする。

- 2 前項の技術審査会は、土木課長、都市政策課長、農業基盤整備課長、水産振興課長、建築指導課長、公園緑地課長、建築課長、河川課長、契約検査課長及び建設工事監理室長をもって構成する。

(技術提案)

第12条 入札参加希望者は、発注者が示す課題について、発注者が示す施工方法等の標準的な仕様(以下「標準案」という)を上回る方法で施工する意志がある場合は、その内容を示した技術提案を提出する。

- 2 前項の技術提案が採用されなかった場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合はその旨もあわせて記載する。
- 3 技術提案をせず、標準案により施工しようとする場合はその旨記載する。技術提案がない場合には、減点することができる。

(技術資料の審査)

第13条 技術提案を含む技術資料の審査は、技術審査会で予め審査した結果を基に、指名審査会において決定する。ただし、簡易型及び特別簡易型の場合には、技術審査会における審査を以って決定することができる。

2 技術提案については指名審査会において採否を決定し、標準型及び高度型の場合には提出者に通知する。なお、その技術提案を採用しない場合は、その理由も記載する。

(技術提案の不採用理由の説明要求)

第14条 前条第2項の不採用の通知を受けた者は、所定の期限までに書面を持参することにより不採用理由の説明を求めることができる。

2 前項の説明要求に対する回答は、技術審査会の議を経て書面により行う。

(技術提案の改善)

第15条 技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合は、提案者に当該技術提案の改善を求めることができる。

2 前項の技術提案の改善を求めることができるのは、標準型あるいは高度型に限る。

3 技術提案の改善に係る過程については、契約後すみやかにその概要を公表する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第16条 新技術あるいは特殊な施工方法等の高度な技術または優れた工夫を含む技術提案をもとめた場合には、経済性に配慮しつつ、費用が適切であるかを審査し、最も優れた技術提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。

2 前項の予定価格を作成することができるのは、高度型に限る。

(入札の執行)

第17条 入札後、各入札参加者の入札価格を読み上げ「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了する。

(1) 予定価格の範囲内の者で低入札調査要領において失格等とならない者について総合評価を実施する。

(2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知する。ただし、落札者とならなかった者への通知は、落札結果等の公表をもってこれに代えることができる。

2 技術資料を提出期限までに提出しなかった者の入札書は無効とする。

3 電子入札による場合の落札保留及び落札決定の通知は、電子調達システムにより行う。

(落札結果等の公表)

第18条 技術資料の各項目評価結果、入札価格及び評価値については、落札者決定後に閲覧により公表する。ただし、技術提案の内容については公表しない。

2 当該工事に総合評価方式を適用した理由についても公表する。

(ペナルティ)

第19条 発注者が示す課題に対する技術提案が受注者の責により履行できなかった場合は、修補請求、請負金額の減額、工事成績評定点の減点等を必要に応じて行う。また、加算点対象の評価項目(技術提案を除く)に係る技術資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合にも

通常の処分とは別に、工事成績評定点の減点を行う。工事成績評定点の減点については、加算点の範囲内で行う。

- 2 ペナルティの内容については、技術審査会の検討及び指名審査会の議を経て決定し、入札公告等及び契約書の中に明記する。

(技術提案の保護)

第20条 技術提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

- 2 技術提案自体が提案者の知的財産であるため、提案内容が他者に知られることのないようにしなければならない。また、提案者の了承なく提案内容の一部のみを採用してはならない。

(その他)

第21条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。